

雲南市教育委員会告示第 22 号

社会教育団体等の全国大会等出場激励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、雲南市に住所を有する者で、団体又は個人がスポーツ、文化の振興のため、島根県の代表として大会等に出場する場合に激励金を交付することで、団体の育成と住民の体育、文化の向上を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 交付対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 雲南市立の幼稚園、小学校及び中学校のPTA、園児、児童及び生徒で組織するクラブ並びにスポーツ少年団
- (2) 雲南市体育協会に所属する者及び競技団体等
- (3) 雲南市内のレクリエーション協会に所属する者及び競技団体等
- (4) 雲南市に住所を有する個人、雲南市に住所を有する事業所、企業、団体及び文化クラブ等
- (5) 教育長が前項に準ずると認める団体又は個人

(交付対象とする大会)

第3条 交付金の交付対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- (1) 島根県代表として出場する全国大会又は西日本大会以上であって、最上位の大会として開催される大会
- (2) 前号に定める大会とは、国及び都道府県及び各都道府県教育委員会が主催、共催又は後援をする大会をいう
- (3) 国内代表として出場する国際大会
- (4) その他教育長が特に必要と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は、激励金の交付対象としない。

- (1) 県またはこれに準ずる区域を越える規模の予選又は選考会を得ずに出場する場合
- (2) 親善、交歓を目的に開催される場合

(激励金の額)

第4条 激励金の額は次のとおりとする。

- (1) 激励金の額は、個人、団体を問わず、出場する者1人に対して、5,000円とする。ただし、団体の場合は、上限20,000円とする。
- (2) 前条第1項第3号に掲げる大会については、出場する者1人に対して、20,000円とする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は全国大会等が開催される日の10日前までに、全国大会等出場激励金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 全国大会等の開催要項
- (2) 予選又は選考会の経緯を記載した書類
- (3) 全国大会等にエントリーされたことを明らかにする書類
- (4) その他教育長が必要と認める書類

2 申請は、出場する者が個人の場合は本人が、団体の場合はその代表者が行うものとする。ただし、出場する者が未成年である場合は、保護者又は所属団体の責

任者が行うものとする。

(支給の決定)

第6条 教育長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、全国大会等出場激励金交付決定通知書(様式第2号)により、相当と認められないときは、全国大会等出場激励金交付却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(返還)

第7条 教育長は、激励金の交付が相当でないと認めるときは、激励金の返還を求めることができる。

(結果報告)

第8条 事業を完了したときは、全国大会等結果報告書(様式第4号)を大会等参加終了後30日以内に委員会に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(社会教育団体等の大会等出場費補助金交付要綱の廃止)

2 社会教育団体等の大会等出場費補助金交付要綱(平成20年教育委員会告示第28号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示による社会教育団体等の全国大会等出場激励金交付要綱の規定は、平成22年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。